

令和元年5月16日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(B)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03535

研究課題名（和文）専門家と専門知の発展から見た国制史の再構築 - 前近代の西洋と日本

研究課題名（英文）Reconstruction of constitutional history from the viewpoint of development of experts and their knowledge

研究代表者

田口 正樹（TAGUCHI, Masaki）

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：20206931

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 11,900,000円

研究成果の概要（和文）：前近代の西洋と日本について、法律家を中心に、公証人、弁護士、軍人、商人など多様な専門家を取り上げて、専門家と専門知を存立・機能させる環境、専門家と専門知が権力構造において占める位置、専門家間の組織形成とネットワークの広がりといった側面を検討して、専門家と専門知の発展を国制史に組み込んだ。ドイツの研究グループとの学术交流により、専門家に関する文化史的視点を補強して、その意味でも従来の国制史の枠を広げた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

一般的・全体的な基本構成単位とそれらが形作る構造を重視してきた従来の国制史に対して、特殊な知識・技能を有する専門家の存在を考慮に入れることによって、多様な要素を全体秩序に統合するという国制史の新しい側面を解明し、また前近代国制史と機能的専門分野の分立を特徴とする近代国制史を、よりスムーズに接続させる可能性を開いた。更に、専門家と非専門家の関係の歴史的事例を摘示することを通じて、現代世界における専門家と専門知の位置づけを考える際の歴史的基礎を提供した。

研究成果の概要（英文）： This research treated experts in the premodern West and Japan, mainly full jurists, but also public notaries, defenders at court, militaries, merchants and so on. It investigated the environment, in which experts and their special knowledge exist and function, the position, which experts and their knowledge take in the power structure, and organizations and networks among experts. Through such study the development of experts and their special knowledge was integrated into the constitutional history. The scientific interchange with the German scholar group made it possible to reinforce the cultural historical view of experts and widen the frame of the constitutional history.

研究分野：比較国制史

キーワード：専門家 専門知 前近代 国制史 法律家 軍人 商人 ドイツ

様式 C-19、F-19-1、Z-19、CK-19（共通）

1. 研究開始当初の背景

学問史、史料論、文化史といった新しい研究動向の刺激を受けて、専門家と専門知の発展から国制史をとらえ直すことが課題として浮上した。従来の学説史の枠を越えて、学者とその業績を、同時代の政治・社会の動向との関連で、また学者間のコミュニケーションとその前提となる仕組み（学会・研究組織・学術雑誌等）に注目しつつ評価しようとする学問史研究は、専門家としての学者の活動を国制史的な広い連関の中に位置付けようという問題関心を喚起することとなった。さまざまな時代・類型の史料を、その記述内容だけでなく、作成・使用・伝承といった史料を取り巻く文脈と環境を考慮に入れて読み解こうとする史料論は、ある特有のジャンルの史料を産出し利用するような特化した集団と彼らの専門的知識に関する知見を豊かにし、そうした存在と国家・社会との関係を更に追求するという問題関心をもたらし、またドイツの学界では文化史の手法を用いて専門家の歴史的展開を考察しようとする研究動向が存在し、研究成果が公表されていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、一般的に表現すれば、専門家と専門知の発展を組み込んで新しい国制史を描き出すために、前近代の西洋と日本のいくつかの時代・場所における専門家とその専門知を選び出し、それらについて、専門家と専門知を存立・機能させる環境（専門家と専門知に対する需要の構造および専門家・専門知に関する自他の認識を含む）、専門家と専門知が権力構造において占める位置、専門家間の組織形成とネットワークの広がり（専門知の修得と伝達の仕組みを含む）、を解明することであった。こうした歴史研究を通じて、現代における専門家と専門知の位置づけを考える際の基礎を提供することも目指された。

3. 研究の方法

研究分担者と研究協力者を、古代、中世初期、中世中期・後期、近世、日本の5つの研究班に分け、法律家を中心としつつも、聖職者、修道士、商人、軍人、官僚など多様な専門家を取り上げて比較対照しつつ、専門家と専門知の国制上の意義を考察しようとした。そのために、定期的に合宿研究会を開催して、時代・テーマ横断的に議論を深めた。また、ドイツ・ゲッティンゲン大学の「12世紀から18世紀の専門家文化」研究プロジェクトと連携しつつ検討をすすめ、国際研究集会での研究発表と議論を行ったほか、日本国内の学会でも研究成果の一端を発表して、幅広い研究者と議論する機会を持った。

4. 研究成果

専門家と専門知としては、まず西洋前近代の法律家と法学について、多面的な検討が行われた。古代ローマの法学者の専門知に関して、「使用交換」と呼ばれる現象をめぐる学説の展開を具体的素材として、法学者たちが先行する世代の法学者の学説を参照・引用しつつ思考する現象が分析され、「古典期ローマ法」や「卑俗法」といった従来の特徴づけを相対化して、学説の展開をより精緻に提示する作業が行われた。この作業をめぐる議論において、法学者の間での分化や、法学者の収入の構造や役職就任の意義についても、他の専門家の事例とも対比しつつ議論して、一定の認識を共有できたことも、今後の研究展開につながる成果であった。中世キリスト教会で活動した法律家の例として、13世紀後半にローマ教皇庁で裁判に従事し、また中世学識訴訟法の標準的文献となった『訴訟の鑑』を著したデュランティが詳しく検討された。彼の経歴の中で特に教皇庁の *capellanus* に採用されたことの意義、また彼の『訴訟の鑑』が当時の訴訟法学の発展を背景にしつつも、著者自身が活動した教皇庁裁判制度の成熟をも取り込んでいたことなどが論じられ、全体として教会組織の制度化と法専門家の存在環境が密接に関連しあっていたことが明らかにされた。15世紀ドイツの帝国集会における法専門家の活動に関しては、世紀中葉の3つの帝国集会とそれに接続する諸集会を素材とした検討が行われた。その結果、名誉や演劇的パフォーマンスを重視する貴族的価値観と交錯しつつも、ハイレベルの政治的紛争が「法化」しており、大学で学識法学を学んだ法律家への需要が増大している状況が確認された。その際、仲裁や和解といった裁判外紛争解決の場においても、裁判を標準として法専門家の活動が展開されていたことは、興味深い現象であった。近世ドイツの魔女裁判における法専門家の役割に関しては、訴訟記録送付を受けた大学法学部の鑑定活動と魔女裁判の進行を特に委任されたコミサールの制度が検討されて、両分野で法専門家が対照的な態度を取りえたこと、非専門家の側が現地社会の複雑な状況もふまえながら、専門家と専門知を利用していったことが、具体例に即して解明された。近世ドイツの魔女裁判に関しては、またドイツ西部の有力世俗領邦であったファルツ選帝侯領を事例として、「神罰」観念をめぐる法学者と神学者の議論が、魔女裁判に批判的な非専門家の著作をも参照しつつ分析された。その結果、神

学的議論が神罰観念を通じた信仰の内面化や逸脱に対する君主による制裁の正当化へと傾き、領邦君主支配の強化に結びつくものであったのに対して、法学者においては手続面で厳正慎重な態度を要求する傾向が強く、その限りで魔女迫害抑制的に作用したことが示された。カロリナなど当時の刑事立法との関係についても議論が交わされ、法学者の専門知と法規範との近世の関係が具体例に即して明らかにされた。

狭義の法律家に隣接する専門家と彼らの専門知についても検討された。古代末期における公証人の存在態様に関して、史料に現れる *notarius* という語と、それ以外の「書き手」を意味する史料用語が収集・分析された。*notarius* については紀元後 1 世紀にさかのぼる起源に始まり、4 世紀以降は皇帝政府やキリスト教会と結びついて現れることが確認されたが、作成文書の公証力をうかがわせる史料は僅かであった。一方、それ以外の語 (*tabellio* など) で示される文書作成者については、3 世紀以降に社会的地位の上昇が、また 6 世紀の皇帝ユスティニアヌス 1 世のもとで規律強化が見られた。また、古代末期から中世初期にかけての、法廷における弁論の連続と断絶の問題が、6 世紀イタリアの東ゴート王国で王権に仕えたローマ系有力者カッシオドルスが遺した史料によって分析された。弁護に対する伝統的な評価を残存させつつも、弁護人不在の状況が広がっていることも看取され、また裁判担当者の役割との混淆など一種の「官吏化」傾向も確認されて、全体として古代ローマの弁護の伝統が終末を迎えつつある状況が具体的特徴とともに解明された。関連してレトリックと法・法学との関係についても、広い時代にわたって議論を深めたことは、専門知としての法学の位置測定に資する成果であった。

法律家以外の専門家と彼らの有する専門知についても研究された。18 世紀後半プロイセンにおける軍将校を担い手とした軍制改革論議が、特に兵士の待遇をめぐる議論を中心に検討された。プロイセンをはじめドイツ諸領邦では、1750 年代以降、軍隊の啓蒙と呼ばれる現象が活発化し、軍事知識の体系化と専門化も進行して、従来の軍制を改革しようとする軍事専門家が出現していた。こうした状況の中で、戦闘効率を向上させるために兵士の待遇改善を主張する立場、兵士を指揮する将校を啓蒙することを通じて兵士の待遇改善を図ろうとする立場、それらを批判して兵士の待遇に関しては伝統的体制を維持することを主張する立場など、多様な見解が並存していたことが明らかになった。あわせて 18 世紀末には議論がより根本的な批判の色彩を帯びていくことも確認された。更に、ゲスト研究者を招いて、近世フランスの医療専門家について、助産をめぐる管轄争いを素材に、専門家としての外科医社団が確立していく経過について討議したが、いわゆる床屋外科医という競合専門家類型との対抗関係の中で専門家の団体形成と専門知の発展がすすんでいく事例として、他の専門家を考える際にも重要な知見が得られた。

これらの専門家と専門知を使いこなす、いわば全体知の事例として、10 世紀のビザンツ帝国皇帝コンスタンティノス 7 世ポルフィロゲネトスの著作『帝国の統治について』が詳しく分析され、その記述が各地域に関する専門的情報に基づいていること、しかしそうした専門的情報が皇帝の視点から全体秩序、とりわけ皇帝を中心とする君主間の擬制的親族秩序に編成されていることが指摘された。このケースは、前近代において、専門性がむしろ局限性として相対的に低位の位置付けを与えられるという一つの顕著な事例として評価できよう。

日本史における専門家と専門知については、日本中世の土倉に関して、室町幕府法および分国法（具体的には伊達氏の分国法であった「蔵方之掟」と「塵芥集」）に土倉がどのような文脈で現れるかが網羅的に分析され、「土倉故実」などと呼ばれる土倉の専門知に関して、どのような態度が採られているかが追究された。その結果、室町幕府法においては、土倉故実をふまえていることが明らかな事例は存在せず、専門知の集積と活用はむしろ幕府財政当局者（政所構成員）のレベルで想定されること、および分国法においては、商人側の専門知と幕府法とも共通する支配者側の専門知の混合状態が見られること、が明らかにされた。また、20 世紀前半にアメリカの大学で研究教育に従事した例外的な日本人歴史家であった朝河貫一の比較史研究の史学史的意義が検討されて、彼の研究関心の年代的变化や研究の想定された受容者が確認された。また彼の日本法制史構想（時期的には古代・中世に関して）を、近代日本史学史における一般史と専門分野史の関係の一事例として見うることも示された。更に、ゲスト研究者による室町時代日本の対外関係に関する報告について、対中国外交における専門家と専門知の意義を討議し、当時の日本において大きな意味を持った中国製美術工芸品（いわゆる唐物）を中国で入手するためには、美術工芸品の目利きができる人材が必要であったことを確認できた点は、芸術に関する専門知と国制史との関係について、今後考察を深めるうえで重要な手がかりであった。

ドイツ・ゲッティンゲン大学の研究プロジェクトとの交流としては、フランク・レックスロート、マリアン・フュッセル両教授を招聘して国際研究集会を開催した。レックスロート教授からは、12 世紀以降の西洋世界における専門家の存在を支えた条件（教会・宮廷・都市・大学）や専門家と非専門家との関係について報告があり、とりわけ専門家への依存と不信という関係が決して近現代に特有の現象ではなく、既に 12 世紀には見られることが指摘された。また 11 世紀末以降の特にフランス北部における知識人の出現のプロセス・背景・意義に関して詳しい報告があり、その際に専門知の担い手として教師だけでなく、その周囲の学生にも注意が向けられたことは重要な視点であった。全体に、独自の専門知が専門家を専門家たらしめるというよりは、専門家に対する需要が専門家を創るというゲッティンゲン・グループのスタンスが具体例に即して展開され、日本側の研究にとっても重要な知見が得られた。フュッセル教授から

は、西洋近世における法律家批判に関する報告があったが、法律家に対する批判の多さは西洋世界における法律家の重要性の反映であること、軍事専門家などと比べて法律家は早くから専門家として確立し法律家の間での分化もすすんでいたこと、法律家批判の名宛人は法律家自身を含む知識層であったと見られること、などは日本側の今後の検討の基礎となりうる重要な指摘であった。また同教授は、18世紀の7年戦争をグローバルな規模の戦争としてとらえる報告も行ったが、とりわけ専門家を含む関係者間での情報の流通について、日本側研究者に刺激を与えた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計45件)

1. 田口正樹「ドイツ騎士修道会对ミュールハウゼン市—14世紀ドイツの国王裁判権と教会裁判権」、法制史研究 68号、P.85-121、2019、査読無
2. 田口正樹「〔翻訳〕フランク・レックスロート「ヨーロッパ専門家文化の中世的起源」、北大法学論集 69巻5号、P.28-44、2019、査読無
<http://hdl.handle.net/2115/72419>
3. 田口正樹「〔翻訳〕フランク・レックスロート「学問の身体と精神：1070年ごろ以降の初期スコラ学の学校についての観察」、北大法学論集 69巻5号、P.45-76、2019、査読無
<http://hdl.handle.net/2115/72420>
4. 小川浩三「〔民法〕の誕生とアリストテレス」、桐蔭法学 25巻2号、P.17-37、2019、査読無
5. 小川浩三「法学史におけるD.19, 1, 13 pr.—その2：ヴィントシャイトの瑕疵責任論におけるその位置—」、専修法学論集 135号、P.45-62、2019 査読無
6. ゴーラン・ラショヴィチ【著】三谷恵子【訳】松本英実【校閲】「モンテネグロの立法者、ヴァルタザール・ボギシッチ」、青山ローフォーラム 7巻2号、P.47-103、2019、査読無
7. 鈴木直志「連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会(下)—1792年の歩兵第三連隊の事例」、中央大学文学部紀要(史学) 64号、P.105-128、2019、査読無
8. TAGUCHI, Masaki, “Freiwillige Gerichtsbarkeit und Bestätigungen am Herrscherhof im deutschen Spätmittelalter (1273-1400),” *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung*, Vol.135, Issue 1, pp.69-189, 2018 査読有
<https://doi.org/10.26498/zrgga-2018-1350104>
9. TAGUCHI, Masaki, “Baumbach, Hendrik, Königliche Gerichtsbarkeit und Landfriedenssorge im deutschen Spätmittelalter. Eine Geschichte der Verfahren und Delegationsformen zur Konfliktbehandlung,” *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung*, Vol.135, Issue 1, pp.434-436, 2018 査読有
<https://doi.org/10.26498/zrgga-2018-1350120>
10. 田口正樹「〔書評〕若曾根健治「中世都市の裁判と「真実」の問題—シュトラースブルク都市法から」」、法制史研究 67号、P.472-474、2018、査読無
11. 佐々木健「〔書評〕川島翔「中世学識法訴訟手続における litis contestatio—訴訟成立要件としての当事者の意思」同「アゾ『質疑録』第12 質疑—中世学識法における仲裁法史の一断面」」、法制史研究 67号、P.478-481、2018、査読無
12. 佐々木健「古代ローマ占有訴訟における「慣習による駆逐 moribus deductio」(Cic. pro Caecina, 27)と暴力[不動産占有回復] unde vi 特示命令」、法学論叢 182巻4・5・6号、P.288-317、2018、査読無
13. 林信夫「〔書評〕U. Manthe, S. Nishimura u. M. Igimi(Hrsg.), Aus der Werkstatt römischer Juristen. Vorträge der Europäisch-Ostasiatischen Tagung 2013 in Fukuoka (Freiburger Rechtsgeschichtliche Abhandlungen Neue Folge Bd. 75) (Berlin: Duncker & Humblot 2016)515SS.」、法制史研究 67号、P.405-412、2018、査読無
14. 大月康弘「〔書評〕中谷功治『テマ反乱とビザンツ帝国—コンスタンティノープル政府と地方軍団』(大阪大学出版会、2016年刊)」、法制史研究 67号、P.424-429、2018、査読無
15. 大月康弘「〔書評〕南雲泰輔『ローマ帝国の東西分裂』」、歴史学研究 967号、P.54-57、2018、査読無
16. 大月康弘「ビザンツ帝国と中世地中海世界」、西洋中世研究 10号、P.2-6、2018、査読無
17. 小川浩三「法学史におけるD.19, 1, 13, pr.—プファの瑕疵責任論におけるその位置—」、専修大学法学研究所紀要 43、P.47-70、2018、査読無
18. MATSUMOTO, Emi 「Valtazar Bogisic (1834-1908) and Gustave Boissonade (1825-1910): some neglected aspects of Modern Japanese Law」、青山法学論集 59巻4号、P.1-15、2018、査読無
19. 鈴木直志「ラウクハルトとプロイセン軍」、ヨーロッパ文化史研究 19号、P.5-27、2018、査読無
<http://id.nii.ac.jp/1204/00023974/>
20. 田口正樹「ヴェンツェル時代のドイツ国王裁判権と確認行為」、北大法学論集 68巻2号、P.1-57、2017、査読無
<http://hdl.handle.net/2115/66914>
21. 田口正樹「中世後期ドイツ国王裁判権の活動としての確認行為(3・完)」北大法学論集 68

- 卷1号、P.1-48、2017、査読無
<http://hdl.handle.net/2115/65798>
22. 田口正樹「シンポジウム報告 法制史研究の新しい方法 はじめに」、法制史研究 66号、P.179-189、2017、査読無
 23. 田口正樹「〔翻訳〕 マルティン・アヴェナリウス「継受研究と法史の理解——ロシアの視点から見たローマ・西欧法学の認識についての諸経験」、法制史研究 66号、P.206-222、2017、査読有
 24. 田口正樹「〔書評〕 服部良久【編著】『コミュニケーションから読む中近世ヨーロッパ史——紛争と秩序のタペストリー』（ミネルヴァ書房、2015年）」、法制史研究 66号、P.364-369、2017、査読無
 25. 田口正樹「中世後期ドイツ国王裁判権の活動としての確認行為（2）」、北大法学論集 67巻 6号、P.75-102、2017、査読無
<http://hdl.handle.net/2115/65024>
 26. 田口正樹「中世後期ドイツ国王裁判権の活動としての確認行為（1）」、北大法学論集 67巻 5号、P.1-36、2017、査読無
<http://hdl.handle.net/2115/64416>
 27. 佐々木健「古代ローマの（共有・隣接）農場交互貸借と「使用交換」、法学論叢 180巻 5-6号、P.481-500、2017、査読無
 28. 林信夫「〔書評〕 加納修「フランク王国における『ローマ法』認識に関する一考察—書式集の証言を中心として」（『西洋中世研究』7号）」、法制史研究 66号、P.444-446、2017、査読無
 29. 松本英実「〔翻訳〕 スターネ・ジヴァノヴィチ著「ヴァルタザール・ボギシッチ 1834—1908 その生涯と業績」（重点課題研究プロジェクト報告）」、青山ローフォーラム 5巻 2号、P.27-38、2017、査読有
<https://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/19759/19759.pdf>
 30. 鈴木直志「連隊簿からみた近世プロイセン軍隊社会（上）—1792年の歩兵第三連隊の事例」、中央大学文学部紀要（史学） 62巻、P.135-162、2017、査読無
 31. 新田一郎「〔書評〕 井原今朝男著『中世日本の信用経済と徳政令』」、歴史評論 804号、P.92-96、2017、査読無
 32. 新田一郎・坂本忠久・海老原明夫・飯田高・大屋雄裕・高橋一彦・北村一郎・佐藤岩夫「〔座談会〕 何が権利か、権利とは何か」、法律時報 89巻 2号、P.36-54、2017、査読無
 33. 桜井英治「貴人に連なるということ」、観世 84巻 11号、P.26-34、2017、査読無
 34. 大月康弘「ビザンツ帝国とオイコノミアの表象」、NACT Review 国立新美術館研究紀要 3号、P.146-159、2016、査読無
 35. 松本英実「2016年学界回顧 法制史（西洋法制史：全般、中世・近世）」、法律時報 88巻 13号、P.235-235、P.236-237、2016、査読無
 36. 松本英実「オデュッセイアにおける法的諸問題（特定課題研究プロジェクト報告）」、青山ローフォーラム 5巻 1号、P.37-45、2016、査読有
<https://www.agulin.aoyama.ac.jp/opac/repository/1000/19029/19029.pdf>

〔学会発表〕（計 23 件）

1. 田口正樹「中世後期ドイツの国王と裁判」、中国政法大学法学院四十周年院慶學術論壇「面对西方法—東亞法的歷史与現實」國際學術研討會、2018
2. 田口正樹「裁きに服する王—13・14世紀ドイツにおける支配者と法の関係の一側面—」、2018年度北大史学会大会、2018
3. 田口正樹「趣旨説明」「中世後期ドイツの帝国集会と法専門家」、第68回日本西洋史学会小シンポジウム3「西洋中近世における法専門家の役割と国制史的意義」、2018
4. TAGUCHI, Masaki, “Herrscher, Hofgericht und Schiedsgericht. Gerichtliche Entscheidungen am deutschen Herrscherhof im 14. Jahrhundert,” *Urteiler, Richter, Spruchkörper. Entscheidungsfindung und Entscheidungsmechanismen in der Europäischen Rechtskultur*, 2018
5. 佐々木健「Polia (D.21.1.38.14)：馬飼育場か飼育場の馬か」、日本ローマ法研究会第1回大会、2018
6. OTSUKI, Yasuhiro, “Civil Donations and Christian Philanthropy in the Later Roman Empire: Some Analysis of Justinian Edicts on Donations to the Ecclesiastical Institutions,” *The International Symposium on the 2nd Asian Federation of Mediterranean Studies Institutes (AFOMEDI)*, 2018
7. 大月康弘「ペタルキア考—ヨーロッパ世界とキリスト教の五本山—」、2018年度東北史学会・弘前大学國史研究会合同大会公開講演、2018
8. OTSUKI, Yasuhiro, “Byzantine Emperor’s Concept of the World: On Constantine VII’s *De administrando imperio*,” *The Workshop co-organized by the Mediterranean Studies Group, Hitotsubashi University-Tokyo and University of Urbino, Italy, “The Mediterranean as a Plaza”*, 2018
9. 小川浩三「〔職業裁判官〕としてのデュランティ」、第68回日本西洋史学会大会小シンポジウム3「西洋中近世における法専門家の役割と国制史的意義」、2018
10. 松本英実「趣旨説明」、法制史学会第70回総会シンポジウム「ミクスト・リーガル・シス

- テムと法制史」、2018
11. 桜井英治「中世日本における労働時間と賃金」、国際時間学会シンポジウム「中世日本の時間意識」、2018
 12. TAGUCHI, Masaki, “Rechtsexperten im vormodernen Japan? Betrachtungen im Vergleich mit Europa,” Grenzen der Expertise? Praktiken und Räume des Wissens. Abschlussymposion des Graduiertenkollegs "Expertenkulturen des 12. bis 18. Jahrhunderts", 2017
 13. SASAKI, Takeshi, “Moribus deductio (Cic. pro Caecina, X, 27) e l’interdictum unde vi”, LXXIe Session de la Société Internationale Fernand De Visscher pour l’Histoire des Droits de l’Antiquité, 2017
 14. SASAKI, Takeshi, “D.19.2.35.1 (Africanus 8 quaest.) et “l’échange d’emploi”, 70eme Session de la Société International Fernand de Visscher pour l’Histoire des Droits de l’Antiquité, 2016
 15. MATSUMOTO, Emi, “Valtazar Bogisic (1834-1908) and Japanese Codification from the Perspective of Mixed Legal System,” Tokyo Edinburgh Humanities and Law Seminar, 2016
 16. MATSUMOTO, Emi, “Pledge in Japanese Modern Codification,” Tokyo Cambridge Law Seminar, 2016
 17. 鈴木直志「プロイセン旧歩兵第三連隊とその兵士たち」、ヨーロッパ文化総合研究所公開講演会「近世・近代ドイツにおける兵士の世界—軍隊と社会の歴史から」、2016
 18. 桜井英治「借書の譲渡可能性とその条件—中世における債権の性質をめぐって」、法制史学会第68回総会、2016

〔図書〕(計19件)

1. マガリ・クメール・ブリューノ・ドゥメジル【著】大月康弘・小澤雄太郎【訳】『ヨーロッパとゲルマン部族国家』(白水社)、P.1-179、2019
2. OTSUKI, Yasuhiro, “Byzantine Emperor’s Concept of the World: On Constantine VII’s De administrando imperio,” KATO, Hiroshi & LOMIENTO, Liana (eds.), *The Mediterranean as a Plaza* (Cisalpino Istituto Editoriale Universitario), pp.73-86, 2019
3. 新田一郎「律と刑法のあいだ—刑法前史遠望」、酒巻匡・大澤裕・川出敏裕【編】『刑事訴訟法理論の現在を描き出す—井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣)、P.21-40、2019
4. 新田一郎「「譲位」の制度化—中世天皇の世代サイクル構造」、歴史学研究会【編】加藤陽子【責任編集】『天皇はいかに受け継がれたか』(續文堂出版)、P.55-73、2019
5. KANO, Osamu, “Quelques réflexions sur les formes de la fides facta,” SASSIER, Yves et FALKOWSKI, Wojciech (dir.), *Confiance, bonne foi, fidélité: la notion de fides dans la vie des sociétés médiévales (VIe-XVe siècles)* (Classiques Garnier), pp.51-68, 2018
<https://doi.org/10.15122/isbn.978-2-406-07902-6.p.0051>
6. 加納修「西ヨーロッパ世界の再編」、南川高志【編】『378年—失われた古代帝国の秩序』(山川出版社)、P.72-123、2018
7. 小川浩三「いまひとたびのサヴィニー合意の不存在 (dissensus) と錯誤 (error) の間—」、大塚龍児先生古稀記念論文集刊行委員会【編】『民商法の課題と展望—大塚龍児先生古稀記念』(信山社)、P.309-331、2018
8. 松本英実「グローバル化と比較法」、山元一・横山美夏・高山佳奈子【編】『グローバル化と法の変容』(日本評論社)、P.24-37、2018
9. 新田一郎「「雑務沙汰」覚書」、前田雅之【編】『画期としての室町—政事・宗教・古典学』(勉誠出版)、P.52-72、2018
10. SAKURAI, Eiji, “Medieval Japan's Commercial Economy and the Estate System,” GOODWIN, Janet R. & PIGGOT, Joan R. (eds.), *Land, Power, and the Sacred: the Estate System in Medieval Japan* (University of Hawai'i Press), pp.37-57, 2018
11. 田口正樹「15世紀後半の神聖ローマ帝国と西ヨーロッパ——「ブルゴーニュ問題」をめぐって」、朝活啓三・渡辺節夫・加藤玄【編】『<帝国>で読み解く中世ヨーロッパ——英独仏関係史から考える』(ミネルヴァ書房)、P.318-346、2017
12. TAGUCHI, Masaki, *Königliche Gerichtsbarkeit und regionale Konfliktbeilegung im deutschen Spätmittelalter: Die Regierungszeit Ludwigs des Bayern (1314-1347)* (Duncker & Humblot), pp.1-439, 2017
13. 佐々木健『古代ローマ法における特示命令の研究』(日本評論社)、P.1-230、2017
14. 大月康弘「コンスタンティヌス」「ユスティニアヌス」鈴木董【編著】『「悪の世界史」西洋編【上】・中東編』(清水書院)、P.214-225、P.252-263、2017
15. フランソワ・アルトーグ【著】葛西康徳・松本英実【訳】『オデュッセウスの記憶—古代ギリシアの境界をめぐる物語』(東海大学出版部)、P.1-450、2017
16. 桜井英治『交換・権力・文化—ひとつの日本中世社会論』(みすず書房)、P.1-312、2017
17. 田口正樹「法と秩序——多様性と複層性」、森井裕一【編著】『ドイツの歴史を知るための50章』(明石書店)、P.40-45、2016
18. 田口正樹(小林貴典翻訳)「岡松参太郎與日本統治下之台灣旧慣調査」、國立政治大學法學院基礎法學中心【編】『法文化研究(二) 歴史與創新(國立政治大學法學叢書92)』(元照出版公司)、P.79-92、2016

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：佐々木 健
ローマ字氏名：(SASAKI, Takeshi)
所属研究機関名：京都大学
部局名：大学院法学研究科
職名：教授
研究者番号 (8桁)：70437185

研究分担者氏名：林 信夫
ローマ字氏名：(HAYASHI, Nobuo)
所属研究機関名：京都大学
部局名：国際高等教育院
職名：特定教授
研究者番号 (8桁)：40004171

研究分担者氏名：加納 修
ローマ字氏名：(KANO, Osamu)
所属研究機関名：名古屋大学
部局名：大学院人文学研究科
職名：教授
研究者番号 (8桁)：90376517

研究分担者氏名：大月 康弘
ローマ字氏名：(OTSUKI, Yasuhiro)
所属研究機関名：一橋大学
部局名：大学院経済学研究科
職名：教授
研究者番号 (8桁)：70223873

研究分担者氏名：小川 浩三
ローマ字氏名：(OGAWA, Kozo)
所属研究機関名：専修大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：10142671

研究分担者氏名：松本 英実
ローマ字氏名：(MATSUMOTO, Emi)
所属研究機関名：青山学院大学
部局名：法学部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：50303102

研究分担者氏名：鈴木 直志
ローマ字氏名：(SUZUKI, Tadashi)
所属研究機関名：中央大学
部局名：文学部
職名：教授
研究者番号 (8桁)：90301613

研究分担者氏名：新田 一郎
ローマ字氏名：(NITTA, Ichiro)
所属研究機関名：東京大学
部局名：大学院法学政治学研究科
職名：教授
研究者番号 (8桁)：40208252

研究分担者氏名：櫻井 英治
ローマ字氏名：(SAKURAI, Eiji)
所属研究機関名：東京大学
部局名：大学院総合文化研究科
職名：教授

研究者番号 (8 桁) : 80215681

(2)研究協力者

研究協力者氏名 : 粟 辻 悠
ローマ字氏名 : (AWATSUJI, Yu)

研究協力者氏名 : 西川 洋一
ローマ字氏名 : (NISHIKAWA, Yoichi)

研究協力者氏名 : 佐藤 公美
ローマ字氏名 : (SATO, Hitomi)

研究協力者氏名 : 小林 繁子
ローマ字氏名 : (KOBAYASHI, Shigeko)

研究協力者氏名 : 神寶 秀夫
ローマ字氏名 : (SHINPO, Hideo)

研究協力者氏名 : 佐藤 雄基
ローマ字氏名 : (SATO, Yuki)

研究協力者氏名 : 佐藤 彰一
ローマ字氏名 : (SATO, Shoichi)

研究協力者氏名 : 石部 雅亮
ローマ字氏名 : (ISHIBE, Masasuke)

※科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。